

議案第 6 0 号

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部改正について

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部を改正する条例

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
(平成 16 年志摩市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の志摩市半島振興対策実施地域における固定資産
税の特例措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和 7 年 4
月 1 日以後に新条例第 1 条各号の事業の用に供する施設又は設備を新設し、
又は増設した者に係る固定資産税について適用し、同日前に係る固定資産
税については、なお従前の例による。